

# 不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針

令和2年12月3日

不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム

## 1. はじめに

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は約5.5組に一組<sup>1</sup>、2018年に日本国内で体外受精・顕微授精により生まれた出生児は5万6,979人<sup>2</sup>となっている。不妊は身近な問題であり、男女問わず不妊に悩む方への支援を通じて、子供を持ちたいと切に願う夫婦の希望をかなえていくことが重要である<sup>3</sup>。

本年5月に策定した少子化社会対策大綱<sup>4</sup>においては、不妊治療に係る経済的負担の軽減や、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備などを盛り込んでいる。

不妊治療への支援を求める切実な声が多くある中で、現在、厚生労働省において、早急な保険適用の実現に向けた具体的な制度設計と、保険適用までの間の助成措置の大幅拡大について、検討を行っている。

一方で、厚生労働省が平成29年度に実施した調査<sup>5</sup>によれば、不妊治療経験者のうち16%（男女計（女性は23%））の方が仕事と両立できずに離職しており、両立している方でも、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、仕事と通院の日程調整の難しさなどにより、両立に困難を感じている実態がある<sup>6</sup>。したがっ

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）によると、不妊を心配したことがある（または現在心配している）夫婦の割合は、全体で35.0%（前回（2010年）調査31.1%）、子どものいない夫婦では55.2%（前回（2010年）調査52.2%）となっている。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦の割合は、全体で18.2%（同16.4%）、子どものいない夫婦では28.2%（同28.6%）となっている。

<sup>2</sup> 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック（2018年）」によると、2018年の日本国内における体外受精・顕微授精による出生児数は5万6,979人であり、2018年の出生児数（91万8,400人）に占める割合は約6%となっている。

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」（2015年）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として「欲しいけれどもできないから」を挙げる割合は、23.5%（前回（2010年）調査19.3%）となっている。また、予定子ども数を実現できない可能性がある場合の理由として「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」を挙げる割合は、53.4%（前回（2010年）調査41.6%）となっている。

<sup>4</sup> 令和2年5月29日閣議決定

<sup>5</sup> 厚生労働省「平成29年度 不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」

<sup>6</sup> 不妊とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間妊娠しないものをいう。不妊の原因は、女性ばかりではなく、男性にある場合もあり、男性も女性と同様に治療が必要な場合もある。体外受精、顕微授精を行う場合、特に女性は頻繁な通院が必要となる。また、一般不妊治療については、排卵周期に合わせた通院が求められるため、前もって治療の予定を決めることは困難となる場合がある。さらに、治療は身体的・精神的・経済的な負担を伴い、ホルモン刺激療法等の影響で体調不良等が生じることもあり、腹痛、頭痛、めまい、吐き気等の他、仕事や治療に関するストレスを感じることもある。また、1回の診療は通常1～2時間だが、待ち時間を含め数時間かかることもある。

て、不妊に悩む方が不妊治療を受けやすい環境を整えるためには、不妊治療に係る経済的負担の軽減とあわせて、不妊治療と仕事が両立できる職場環境整備に早急に取り組むことが必要である。

このため、本年10月以降、内閣府特命担当大臣（少子化対策）及び厚生労働大臣を共同座長、内閣府副大臣及び厚生労働副大臣を共同副座長とする「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム」を開催し、内閣府及び厚生労働省が連携して、不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向けた検討を進めてきた。ここに、現時点で考えられる課題と具体的対応策を取りまとめたので、今後、本取組方針に沿って、できることから速やかに取組を進めていく。

取組を進めていくに当たっては、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、子供を持つ、持たないは個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する。

## 2. 不妊治療と仕事の両立に係る実態

厚生労働省が平成29年度に実施した調査を基に、不妊治療と仕事の両立に係る実態を概観すると、以下のとおりである。

### （1）不妊治療に関する認知の状況

- ・不妊治療に係る実態<sup>7</sup>を知っているか尋ねたところ、「ほとんど知らない」と回答した人の割合は43%、「全く知らない」と回答した人の割合は34%となっている。
- ・不妊治療を行っている従業員の把握状況を尋ねたところ、「わからない」と回答した企業の割合は67%となっている。

### （2）不妊治療と仕事の両立状況

- ・不妊治療経験者に、仕事と不妊治療の両立状況を尋ねたところ、「両立している」と回答した人の割合は53%である一方、「両立できず仕事を辞めた」と回答した人の割合は16%、「両立できず不妊治療をやめた」と回答した人の割合は11%、「両立できず雇用形態を変えた」と回答した人の割合は8%となっている。
- ・両立している人に、仕事と不妊治療の両立が難しいと感じる理由を尋ねたところ、順に、「通院回数が多い」、「精神面で負担が大きい」、「待ち時間など通院にかかる時間が読めない、医師から告げられた通院日に外せない仕事が入るなど、仕事の日程調整が難しい」と回答した人が多くなっている。

<sup>7</sup> 実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦の割合、日本国内における体外受精・顕微授精による出生児数、排卵誘発剤と排卵促進剤の副作用、不妊治療に一般的に必要なとされる通院頻度。

- ・仕事と不妊治療を両立できずに仕事もしくは不妊治療をやめた、または雇用形態を変えた人に、仕事と不妊治療の両立ができなかった理由を尋ねたところ、順に、「精神面で負担が大きいため」、「通院回数が多いため」、「体調、体力面で負担が大きいため」と回答した人が多くなっている。

#### (3) 不妊治療の職場への共有状況

- ・不妊治療をしていることを職場で伝えているか尋ねたところ、「一切伝えていない（伝えない予定）」と回答した人が最も多くなっている。
- ・不妊治療をしていることを職場でオープンにしていない理由を尋ねたところ、順に、「不妊治療をしていることを知られたくないから」、「周囲に気遣いをして欲しくないから」と回答した人が多くなっている。

#### (4) 会社等への希望、行政に望む支援

- ・不妊治療と仕事を両立する上での会社等への希望を尋ねたところ、順に、「不妊治療のための休暇制度」、「柔軟な勤務を可能とする制度（勤務時間、勤務場所）」、「有給休暇を時間単位で取得できる制度」、「有給休暇など現状ある制度を取りやすい環境作り」と回答した人が多くなっている。
- ・不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度等の実施状況を尋ねたところ、「行っている」と回答した企業の割合は9%、「制度化されていないが個別対応している」と回答した企業の割合は21%である一方、「行っていない」と回答した企業の割合は70%となっている。
- ・不妊治療と仕事の両立を図るために行政に望む支援を尋ねたところ、順に、「不妊治療への国民・企業の理解を深める」、「企業における不妊治療と仕事の両立を支援するための勤務時間、休暇等に関する制度の導入を促す」と回答した人が多くなっている。

### 3. 課題と具体的対応策

2. で概観したように、不妊治療と仕事の両立を困難としている要因としては、当事者にとっては、通院回数が多いこと、精神面での負担が大きいこと、仕事と通院の日程調整が難しいことなどの声があるとともに、そもそも企業や職場内において不妊治療等についての認識があまり浸透していないことも背景にあると考えられる。したがって、事業主や上司・同僚、さらには社会全体として、不妊治療等への理解を促進することが重要である。

あわせて、個々の企業において不妊治療を受けやすい職場環境を整備していくことが重要である。具体的には、通院に必要な時間を確保しやすいよう、また、不妊治療を受けていることを職場に知られたくない方がいることにも配慮

しながら、半日単位・時間単位の年次有給休暇制度<sup>8</sup>、不妊治療のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的）、時差出勤やフレックスタイム制等の柔軟な働き方といった多様な選択肢の導入・活用・周知を企業に促していく。その際、企業において、単に休暇制度等が整備されるだけでなく、社内での理解促進や相談体制の整備等が行われることも必要である。また、このような取組を進めていくことは、各企業における労働者の離職防止や人材確保の観点からも重要である。

また、不妊治療を含む妊娠・出産等に関する否定的な言動が妊娠・出産等に関するハラスメントの発生の原因・背景になり得ること等に留意する<sup>9</sup>とともに、本人の意思に反して不妊治療を受けていることが職場に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮することが重要である。

これらを踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向けて、国として、以下の具体的対応策に取り組んでいく。

#### （１）社会的機運の醸成に向けた取組（企業・職場や社会の理解促進）

不妊治療を受けやすい職場環境を整備するためには、個々の企業における制度整備を促すだけでなく、その前提として、事業主や職場内の上司・同僚、さらには社会全体の不妊治療等への理解・関心を深め、子供を持ちたいと願って不妊治療に臨む夫婦を温かく応援しようという社会的機運を醸成することが不可欠である。

こうした観点から、不妊治療等への理解を深めるための様々な媒体を通じた情報発信・周知啓発について、可能なものから順次速やかに取り組んでいく。

#### <具体的対応策>

- 内閣府及び厚生労働省から事業主団体に対する要請を行い、不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備に向けて、大企業から中小企業まで広く各企業の実情に応じた取組を進めていただくよう協力を呼び掛ける。
- 厚生労働省において、不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム（ウェブで動画を配信する形式で実施）を開催し、不妊治療の実態や仕事との両立において求められること等に関する有識者や当事者の議論を通じて、企業の人事担当者や労働者の理解・関心を深める。
- 厚生労働省において、不妊症への社会的な理解を促進するため、普及啓発を積極的に行う。
- 内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、子育てに優しい社会的機運の醸成

<sup>8</sup> 年次有給休暇は、利用目的を問わず取得可能であり、利用目的を事業主に伝える必要はない。また、年次有給休暇は原則1日単位だが、労使協定の締結により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となる。

<sup>9</sup> 本件に関連し、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）に基づいて策定された「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が一部改正され、令和2年6月1日から適用されている。

に向けた国民運動の基盤として、広く企業・団体の参加を得て官民合同で開催する「子育て応援コンソーシアム」において、不妊治療と仕事の両立も含め、安心して妊娠・出産、子育てできる職場環境整備をテーマに取り上げ、不妊治療等への理解を促進するとともに、先進的に取り組んでいる企業の事例を広く共有し、横展開を図る。

- こうした各種取組を実施する機会等を捉えて、内閣府及び厚生労働省のSNS等を通じた情報発信を積極的に展開していく。

## (2) 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備（事業主の取組促進）

企業において、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備が推進されるよう、厚生労働省では、これまでも事業主向けの職場づくりマニュアル<sup>10</sup>やご本人や上司・同僚向けの両立サポートハンドブック<sup>11</sup>等を作成するなど、周知啓発に取り組んできたところであるが、より一層の企業の取組を促進するため、次のような検討や取組を進めていく。

### <具体的対応策>

- 不妊治療と仕事の両立支援に関心を持ち、不妊治療を受けやすい休暇制度等の導入に取り組もうとする企業を対象として、専門家によるセミナーを実施することを検討する。
- 不妊治療のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を新たに導入する中小企業事業主や、当該休暇制度や時差出勤・フレックスタイム制等の柔軟な働き方を活用しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対する助成措置について検討する。
- 次世代育成支援対策推進法<sup>12</sup>に基づき、事業主が次世代育成支援に関する行動計画を策定して取り組む仕組みを活用し、不妊治療と仕事の両立について事業主の計画的な取組を促すことを検討する。（令和2年度中に関係審議会にて検討、結論を得て、可能な限り速やかに措置）
- 都道府県労働局において、個々の事業主に対し、あらゆる機会を捉えて、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発や相談支援を実施する。
- こうした取組の実施状況も踏まえつつ、不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業が社会的に評価されるような方策を検討する。

<sup>10</sup> 厚生労働省「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」（事業主・人事部門向け）（令和2年3月）

<sup>11</sup> 厚生労働省「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」（本人・上司・同僚向け）（令和2年3月）

<sup>12</sup> 平成15年法律第120号

### (3) 不妊治療等に関する情報提供・相談体制の強化

不妊や不育症<sup>13</sup>に悩む方からは、医学的な相談や心の悩みの相談等を求める声がある。医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、不妊治療等経験者による当事者目線の傾聴的な寄り添い支援を行うことが重要かつ有用との指摘もある。

これまでも、都道府県・指定都市・中核市において、不妊等に悩む夫婦等を対象に、不妊専門相談センター事業に取り組んできたところであるが、不妊治療等に関する情報提供・相談体制のより一層の強化を図るため、次のような取組を進めていく。

#### <具体的対応策>

- 都道府県・指定都市・中核市を実施主体として、男女を問わず、不妊等に関する医学的・専門的な相談や心の悩みの相談への対応や、不妊治療等に関する情報提供等を行う不妊専門相談センターを全国81か所<sup>14</sup>に設置しており、今後、よりきめ細かな整備を進め、不妊治療等に関する情報提供や相談体制の充実・強化を図るとともに、広く相談窓口の周知を図っていく。
- 不妊専門相談センターでは、不妊治療と仕事の両立に関する相談も受け付けているが、より充実した相談対応が可能となるよう、相談担当者に対し、不妊治療と仕事の両立に関する実態や課題、企業の取組事例等に関する情報提供・研修を実施する。また、不妊治療に関連するハラスメントなど、相談の内容によっては都道府県労働局での対応が必要な場合も考えられることから、同センターと都道府県労働局の連携体制を構築する。

### (4) その他

#### <具体的対応策>

- 国家公務員についても、人事院とも連携し、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく。人事院においては、今後、公務における不妊治療と仕事の両立に関する意識や職場環境の課題等を具体的に把握するため、職員向けのアンケート調査を実施し、その結果やその結果に関する有識者ヒアリング等を踏まえ、必要な取組の検討が行われる。
- 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備を含め、少子化社会対策大綱に基づく施策の進捗状況について、政府全体のPDCAサイクルを通じたフォローアップを行う。

<sup>13</sup> 不育症とは、妊娠は成立するものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往歴がある場合をいう。不妊症と不育症については、妊娠成立が確認されなければ不妊症であり、妊娠成立後は不育症となるため、異なる疾病概念である。

<sup>14</sup> 令和2年8月1日時点。地方公共団体が単独で設置する3か所を含む。

#### 4. おわりに

子供を持ちたいと切に願う方が、不妊治療を受けながら安心して働き続けられるためには、まず企業・職場や社会が不妊治療等についての理解を深めることが重要である。そして、それぞれの企業において、プライバシーの保護に配慮しながら、治療のための時間を確保しやすい休暇制度や柔軟な働き方といった多様な選択肢が用意され、かつそれらが利用しやすい職場風土が醸成されることが重要である。今後、本取組方針に基づき、不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向けて、できることから速やかに取組を進めていく。